

第3次千葉市消費生活基本計画の評価基準等について

1 評価

個別施策担当課が作成した令和元年度事業実績について、次の評価基準に基づき、個別施策担当課が施策ごとに自己評価を行います。

評価	評価基準
a	計画どおりに達成できた ・数値目標がある場合は、目標値の100%以上を達成した場合 ・数値目標がない場合は、指標等において前年度実績以上の成果を示した場合
b	実施し、ほぼ計画通りに達成できた ・数値目標がある場合は、目標値の100%未満～80%以上を達成した場合 ・数値目標がない場合は、指標等において前年度実績の100%未満～80%以上を達成した場合
c	実施したが、計画に大きく及ばなかった ・数値目標がある場合は、目標値の80%未満 ・数値目標がない場合は、指標等において前年度実績の80%未満
d	実施しなかった

※1 対象となる事象が発生した場合に限り対応する施策において、「該当するものが発生しなかったため、結果として実施しなかったもの」については、「d」ではなく、「-」とする。

※2 実施予定と異なる取り組みを実施した場合については、その実績も勘案し、総合的に評価を行う。

※3 新型コロナウイルスによる影響を受けた施策については、「★」を付し、上記基準による評価は行わない。

2 項目評価

個別施策担当課の自己評価を基にした、各項目の平均です。

aを3点、bを2点、cを1点、dを0点とし、各項目の平均点を下記のように表示しています。

【評価基準】

A：順調に取り組んだ。（項目の評価基準の平均点が2.5点以上）

B：概ね取り組んだ。

（項目の評価基準の平均点が1.5点以上2.5点未満）

C：概ね取り組んだが、さらに積極的な取り組みが必要である。

（項目の評価基準の平均点が0.5点以上1.5未満）

D：取り組みが不足した。（0.5点未満）

※基本的方向1～3は課題ごと、基本的方向4は分類ごとに表示しています。

評価欄について

第3次千葉市消費生活基本計画に基づく令和元年度事業実績及び令和2年度実施予定

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題2 自立した消費者になるための教育

(分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題2 自立した消費者になるための教育

(分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①)

番号	所管課	施策の内容	指標及び平成30年度実績	令和元年度実施予定	令和元年度事業実績	評価	今後の課題	令和2年度実施予定
77	環境保全課	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配布し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。 主な関係先: 庁内関係課 対象年齢期: 高校生期、成人期	○配布部数(24,000部)	エコライフカレンダーを24,000部作成し、環境家計簿の普及を図る。	○配布部数(25,000部)	a		エコライフカレンダーを25,000部作成し、環境家計簿の普及を図る。
78	環境保全課	ホームページを活用し、環境に関する啓発を行います。 主な関係先: 一 対象年齢期: 高校生期、成人期	○ホームページ更新回数(60回)	環境に関する情報をホームページに掲載し、周知・啓発を行う。	○ホームページ更新回数(59回)	b		環境に関する情報をホームページに掲載し、周知・啓発を行う。
79	環境保全課	大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を実施します。 主な関係先: 一 対象年齢期: 全世代	○実施回数・受講者数 自然観察会を実施 ・実施回数(19回) ・参加者数(538人)	大草谷津田いきものの里にて、自然観察会を実施する。	○実施回数 自然観察会 ・実施回数(11回) （原定回数19回のうち、台風による休止回数8回を除く） （実施回数11回のうち、雨天による休止回数3回を除く） （実施回数11回のうち、新型コロナ感染症対応により8回が中止）	★		大草谷津田いきものの里にて、自然観察会を実施する。

自己評価 (a ~ d 、 ★)

※新型コロナウイルスの影響を受けた施策については、
a ~ d 評価を行わず★を付してあります。